

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を可決 子ども教育常任委員会で議論しました

▶条例の概要

切れ目のない支援を受け、まちづくりに参画し、活躍できる環境を整備することで、「全ての子ども・若者が、自身自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまち」を実現することを目的として制定されました。

【基本理念】

- 1 子ども・若者の権利保障
- 2 切れ目のない支援を受けられる環境整備
- 3 意見表明・まちづくり参画機会の保障
- 4 子ども・若者を含め、様々な主体による相互協力・相互支援の関係構築



この条例の大きな特徴は、他の自治体が制定している子どもに関する権利条例が18歳以下の子どもを対象を限定しているのに対して、30歳代までの若者も対象範囲としていることです。

条例制定の経緯

令和3年第4回定例会(12月)で多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例が全員賛成で可決され、令和4年4月1日に施行されます。

子ども・若者が抱える社会的な問題が深刻化している状況を受けて、国は様々な法令等を制定してきました。

多摩市においては、平成30年6月の定例会の市長所信表明で「条例制定も含めた子ども・若者の支援体制づくり」を表明したことをきっかけに、その後設置された子ども・若者に関する施策検討懇談会から「子ども・若者育成支援のための条例制定」を推進すべきとの報告を受けたこともあり、条例制定に向けて検討が始まりました。

この間、庁内委員会、外部検討委員会の設置、パブリックコメント、ワークショップの実施を経て条例案が上程されました。

条例に関する勉強会を実施

子ども教育常任委員会では、条例の審査にあたって数回の勉強会を行い、担当所管と意見交換を行ってきました。

8月に行った勉強会では、条例検討に関する経緯の説明や条例素案についての解説を聞き、質疑応答を行い、全体像をつかむことができました。また、子ども・若者がこの条例の主役であることから従来の「である調」ではなく、わかりやすい表現とすることを重視して「です・ます調」を使っているという説明がありました。

11月に行った勉強会では、第4回定例会で議案として出される原案について、素案からの変更点やこれまでにやってきたパブリックコメント、ワークショップで寄せられた意見に関する解説と市の対応についての話を聞きました。

こんな質疑がありました

勉強会では、この条例に関係する各機関との連携についてや、校長会などにどのような説明を行っているのか、周知の方法はどのようなことを考えているのかなどの質問、また単なる理念条例にならないようにするべきであるといった指摘もありました。

これらの質問や指摘に対して、担当所管からは条例原案を関係機関に対してしっかりと説明していることや、議決後には園長会や青少年問題協議会などに対しても説明する機会をつくること、教育委員会と連携した子どもたちに対する条例についての周知に関しては、副読本などの作成を検討していくことなどの答弁がありました。

また、第4回定例会での委員会では条例案について説明及び質疑応答を行い、具体的な取組についての記載がないことへの指摘などがあり、取組については今後出される計画の中で示していくことを考えている旨の答弁がありました。

子ども教育常任委員会の活動

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例に関する勉強会の他には、新型コロナウイルスの影響で前倒しでの実施となったGIGAスクール構想により、今年度から小中学生1人1台のタブレットを活用した授業が始まったことを受けて、市内の小中学校の授業の様子を視察しました。

また、現在リニューアルオープンに向けて改修工事を行っているパルテノン多摩の工事概要の説明と内部の視察、市内のスイミングスクール等と連携した小学校の水泳の授業の視察なども実施しました。

